

しまね就職活動等応援助成金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が島根県内での就職を希望する大学生等の就職活動等に要する経費に対し予算の範囲内において本助成金を交付することで、大学生等の島根県内就職を促進し、島根県内企業の人材確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学生等

島根県内外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生で財団が推進しているしまね登録に登録しているもの（現住所、氏名、大学等名称、学部・学科名、学年、電話番号、メールアドレスを登録しているものに限る）をいう。

(2) 県内企業

島根県内に就業場所となる事業所等を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。

(3) 事業所等

本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。

(4) 県内目的地

事業所等の島根県内所在地又は第6号に規定する就職活動等の場所をいう。

(5) 経由地

居住地から県内目的地に移動をする際に経由する宿泊先又は自宅をいう。

(6) 就職活動等

卒業前年度の10月1日以降に、県内企業が大学生等を採用するために島根県内で実施する説明会（他の団体が主催する合同企業説明会において当該企業が説明をする場合を含む。）、面接、適性試験、筆記試験、企業見学並びに県内企業が島根県内で実施するインターンシップ等に参加することをいう。

(7) インターンシップ等

県内企業の事業所等において行う就業体験等（別途助成制度のある島根県中小企業団体中央会が実施するIT技能習得促進インターンシップを除く。）をいう。

(8) 特定助成金

国、県、市町村その他公的機関等（以下「他団体」という。）が運用している県内就職の促進を目的とした交通費又は宿泊費に対する助成金をいう。

(助成対象者)

第3条 大学生等であって、島根県内での就職活動等のために、居住地から県内目的地の間を移動する者とする。

(助成対象要件)

第4条 この助成金の対象となる要件（以下「助成対象要件」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付基準)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げ

るとおりとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 原則として、事前に財団ジョブカフェしまねサイトの専用フォームから必要な情報を入力することとする。

2 交付申請書は、様式第1号に掲げるとおりとし、就職活動等を行った日から起算して30日を経過した日又は最初の就職活動等を行った日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日（当該日が土、日又は祝日の場合は直前の営業日）までに財団に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 財団は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、支払通知書（様式第2号の1又は様式第2号の2）又は助成非該当書（様式第3号）により、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。なお、助成金の交付を決定した場合は、助成金交付申請書の受理日から30日以内に助成金を交付することとする。

(助成情報等の提供)

第8条 財団は、他団体がこの助成金と重複した助成を避けることを目的として、特定助成金の交付決定の際に必要な次の事項の問い合わせをした場合（氏名、大学等名称等により該当者を特定して問い合わせをした場合に限る。）は、当該他団体に次に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 訪問日付及び訪問企業
- (2) 申請した交通費及び宿泊費に関する情報
- (3) 各自治体等からの交通費等の支給額に関する情報
- (4) その他他団体が交付申請の審査に必要であると財団が認める情報

2 第6条第1項の規定により必要な情報を入力した者又は同条第2項の規定により交付申請をした者は、前項の提供に同意をしたものとみなす。

(助成金の返還)

第9条 財団は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は財団が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。ただし、施行期日の属する年度における第2条第6号及び別表1の規定の適用は、「10月1日」とあるのは「3月1日」と読み替えるものとする。

(しまねUIターン就職活動応援助成金交付要綱の廃止)

2 しまねUIターン就職活動応援助成金交付要綱（平成31年4月19日施行）は、令和3年2月28日に廃止する。

(経過措置)

3 附則第2項の規定による同要綱の廃止の際、現に同要綱の規定により助成対象となっている就職活動等に対する助成金の取扱いは改正前の要綱の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

(適用関係)

2 改正後の要綱は令和4年4月1日以降の就職活動等に適用し、令和4年3月31日以前の就職活動等については、改正前の別表2の規定を適用する

別表1 助成対象要件（第4条関係）

要件	大学生等が島根県内での就職活動等のために、居住地から県内目的地の間を移動する場合とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。 ① 居住地から県内目的地までの片道交通費が3,000円未満（税込）の場合。 ② 公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（行政機関ガイダンス等への参加を含む。）。 ③ 行政機関が実施するインターンシップ等に参加をする場合（財団が仲介をしているしまね1Day仕事体験における就業体験等は除く）
対象期間	卒業前年度の10月1日から卒業年度の9月末日まで

別表2 助成対象経費及び補助率等（第5条関係）

助成対象経費	大学生等が、島根県内での就職活動等のために、居住地から県内目的地等（経由地を含む。）の間を移動する際にかかる交通費及び宿泊費（宿泊費については上限を税込9,800円/日とし、上限は10泊とする。） なお、交通費は、公共交通機関（タクシーを除く）を利用した場合に限るものとし、自家用車やレンタカーでの移動経費（高速料金やガソリン代等）は対象外とする。
補助率	10/10
助成限度額	1人につき、対象期間内60,000円

※交通費については、就職活動等の日から起算して30日前の日から、就職活動等の日から起算して30日後の日までの移動に係るものを対象とする。

※宿泊費については、原則として就職活動等の日及びその前日に係るものを対象とする。

※旅行会社等へ旅券を依頼した場合の手数料は対象外とする。

※就職活動等により県内企業から交通費及び宿泊費（以下「交通費等」という。）の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた自己負担分について助成対象とする。国、県、市町村その他公的機関等から県内就職の促進を目的とした交通費及び宿泊費の助成金の交付を別途受けている場合も同様とする。

※移動と宿泊が一体となっている旅行商品の購入費（原則として交通費と宿泊費の区分ができる場

合) についても対象とする。

※居住地から県内目的地までの往復にかかる経費を対象とするが、往路のみ又は復路のみの申請も可能とする。